

令和4年度

五條市教育委員会の権限に属する事務の管
理及び執行の状況の点検及び評価に関する
報告書（令和3年度対象）

令和4年9月
五條市教育委員会

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)

第26条第1項の規定に基づき、令和3年度五條市教育委員会の権限に
属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の報告をいた
します。

令和4年9月1日

五條市教育委員会

教育長 堀内 伸起

目 次

I 点検・評価制度の概要	• • • 1~2
1 評価の目的	• • • 1
2 点検・評価の方法	• • • 1
3 施策点検評価シートの記入内容について	• • • 1~2
4 点検評価委員による評価について	• • • 2
II 五條市教育委員会の概要	• • • 3~11
1 教育長及び教育委員の状況	• • • 3
2 会議の開催状況等について	• • • 3~10
3 教育委員会議以外の活動状況	• • • 10~11
III 令和3年度重点施策	• • • 12~17
IV 教育長交際費について	• • • 18~19
V 令和3年度教育費歳入歳出決算	• • • 20~21
VI 点検評価委員の「意見書」	• • • 22~24
VII 令和3年度施策点検評価シート	• • • 25~39
参考資料（五條市教育振興基本計画抜粋）	• • • 40~41

I 点検・評価制度の概要

1 評価の目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、教育委員会においては、毎年度、事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行うことが義務付けられています。この点検・評価は、教育委員会自らが、教育に関する事務の管理及び執行状況を点検・評価することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たすことを主な目的としています。

また、同条第2項に、「教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関する学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする」と規定されているため、学識経験者の意見を取り入れ、より客觀性・公平性のある点検・評価となることを目指して、1名の学識経験者に参加していただきました。

2 点検・評価の方法

点検・評価を行うにあたり、自己点検及び自己評価に加え、点検評価委員の意見書による評価方法を取りました。平成31年3月に見直しを図った五條市教育振興基本計画に則り、当該基本計画に掲げられた重点取組6施策を評価対象としました。

- (1) 学校教育環境の充実
- (2) 教育内容の充実
- (3) 地域教育力の向上
- (4) 生涯学習活動の効果的な支援
- (5) 歴史遺産・伝統文化の保存
- (6) 青少年健全育成の推進

点検・評価の手法は、施策点検評価シートを参考に施策の目的、現況、令和3年度の取組状況と課題を分析し、総合的な評価を行いました。

3 施策点検評価シートの記入内容について

- (1) 施策の基礎情報

- ア 施策分野・施策名

五條市教育振興基本計画における施策の名称を記入

- イ 所管課

- ウ 目標

五條市教育振興基本計画で目指す各施策の「めざすべき将来の姿・状態」を記入

- エ 施策の現況

当該施策の現在の状況や問題点等を記入（令和4年3月31日現在）

- (2) 取組状況

- ア 事業名

各施策における主要な事業名

イ 事業内容

各事業の当該年度の具体的な内容

ウ 事業実績・主な取組

各事業の取組結果、成果

エ 評価

A・・・令和3年度の目標を達成

B・・・令和3年度の目標をほぼ達成

C・・・令和3年度の目標をある程度達成

D・・・令和3年度の目標を達成できていない

(3) 施策の課題と今後の主な取組

ア 施策の課題

施策の目標を達成していく上で、解決していかなければならない課題について記入。

イ 今後の主な取組

令和3年度の評価を踏まえ、次年度に向け、どのように取り組んでいくかを記入。

(4) 総合評価

総合評価以外の全ての項目を記入した後、当該年度の総合的な評価を記入。

4 点検評価委員による評価について

点検・評価にあたっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項の規定に基づき、学識経験者の知見を活用するため、1名の学識経験者を点検評価委員に委嘱し、ご意見、ご助言をいただき、意見書として添付しました。

【点検評価委員】

氏 名	略 歴
近井 稔巳（ちかい としみ）	元 五條市教育委員会事務局教育部長

II 五條市教育委員会の概要

1 教育長及び教育委員の状況

(令和4年4月1日時点)

職名	氏名	職業	現任期 就任年月日	任期
教育長	堀内伸起	元公立学校長	R4.4.1	R7.3.31
委員 (教育長職務代理者)	井本誓晃	団体役員	R1.9.30	R5.9.29
委員	寒川英明	医師	R2.12.20	R6.12.19
委員	大西修二	元県立高校教頭	H30.6.21	R4.6.20
委員	井田栄子	医療事務従事	H30.8.8	R4.8.7

2 会議の開催状況等について

令和3年度の活動としては、毎月1回の定例教育委員会に加え年1回の臨時教育委員会を開催し、教育行政に関する諸施策について審議を行うとともに、学校訪問や必要に応じた現地視察を行い、情報の共有化及び現状把握に努めました。

今後も積極的に様々な研修や現場視察を行うとともに、関係各位との連携を深め、教育委員会の活性化に取り組んでまいります。

令和3年度の付議案件の件数及び内容については、次のとおりです。

(1) 定例教育委員会

令和3年4月定例教育委員会(4月22日) <場所: 子どもサポートセンター>

・議事

報第 5号 令和3年度五條市教育委員会事務局の人事異動に関する臨時代理決定処分の報告について【承認】

報第 6号 令和3年度 教育費4月補正予算に関する臨時代理決定処分の報告について【承認】

報第 7号 五條市学校運営協議会設置に関する臨時代理決定処分の報告について【承認】

議第25号 五條市立認定こども園設置条例を制定することについて【議決】

議第26号 五條市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正することについて【議決】

議第27号 五條市認定こども園カリキュラム策定委員会委員の委嘱又は任命につい

て【議決】

- 議第28号 五條市就学指導委員の委嘱について【議決】
- 議第29号 五條市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員を委嘱することについて
【議決】
- 議第30号 五條市史編纂委員を委嘱又は任命することについて【議決】
- ・後援依頼 2件【承認】
 - ・報告・連絡事項
 - ① 新型コロナウイルス感染症に係る感染状況について
 - ② 4月臨時市議会について
 - ③ 学校適正化及び認定こども園整備の進捗状況について
 - ④ 東京2020オリンピック聖火リレーについて
 - ⑤ 事業報告
 - ⑥ その他各種会議・行事等報告

令和3年5月定例教育委員会（5月27日）〈場所：子どもサポートセンター〉

・議事

- 報第 8号 五條市学校運営協議会委員（コミュニティ・スクール）の委嘱任命に関する臨時代理決定処分の報告について【承認】
- 報第 9号 五條市社会教育委員及び五條市公民館運営審議会委員の委嘱に関する臨時代理決定処分の報告について【承認】
- 報第10号 五條市立図書館協議会委員の任命に関する臨時代理決定処分の報告について【承認】
- 議第31号 （仮称）五條C認定こども園整備改修工事請負契約の締結について
【議決】
- 議第32号 五條市立西吉野農業高等学校入学者選抜の基本方針の策定について
【議決】
- 議第33号 五條市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正することについて
【議決】
- 議第34号 五條市立学校教職員に対する面接指導実施要綱の一部を改正することについて【議決】
- 議第35号 五條市教育委員会学校事務グループワーキング実施要綱の一部を改正することについて【議決】
- 議第36号 令和4年度以降使用五條市中学校教科用図書（社会【歴史的分野】）選定委員会委員の任命について【議決】
- 議第37号 五條市立学校評議員の委嘱について【議決】
- 議第38号 五條市立西吉野農業高等学校生徒バス通学費補助金交付要綱の一部を改正することについて【議決】
- 議第39号 五條市通級指導教室実施要綱の一部を改正することについて【議決】

- ・後援依頼 1件【保留後取り下げ】
- ・共催依頼 1件【承認】
- ・報告・連絡事項
 - ① 新型コロナウイルス感染症に係る感染状況について
 - ② 6月市議会について
 - ③ 学校適正化及び認定こども園整備の進捗状況について
 - ④ 事業報告
 - ⑤ その他各種会議・行事等報告

令和3年6月定例教育委員会（6月24日）〈場所：子どもサポートセンター〉

- ・議事

議第40号 五條市教育委員会活動の点検評価委員の委嘱について【議決】

議第41号 五條市いじめ防止基本方針を改定することについて【議決】

- ・報告・連絡事項

- ① 新型コロナウイルス感染症に係る感染状況について
- ② 教科書採択について
- ③ 学校適正化及び認定こども園整備の進捗状況について
- ④ 事業報告
- ⑤ その他各種会議・行事等報告

令和3年7月定例教育委員会（7月29日）〈場所：子どもサポートセンター〉

- ・議事

議第42号 五條市立認定こども園設置条例施行規則の制定について【議決】

議第43号 令和4年度使用五條市立西吉野農業高等学校教科用図書の採択について
【議決】

議第44号 五條市史編集委員会専門部会員を委嘱又は任命することについて【議決】

- ・後援依頼 2件【承認】

- ・報告・連絡事項

- ① 新型コロナウイルス感染症に係る感染状況について
- ② 7月臨時市議会について
- ③ 教科書採択について
- ④ 学校閉庁日について
- ⑤ 学校適正化及び認定こども園整備の進捗状況について
- ⑥ 事業報告
- ⑦ その他各種会議・行事等報告

令和3年8月臨時教育委員会（8月26日）〈場所：五條市立中央公民館〉

- ・議事

議第 45号 令和4年度以降使用中学校教科用図書【社会（歴史的分野）】採択について【議決】

令和3年8月定例教育委員会（8月26日）〈場所：五條市立中央公民館〉

・議 事

報告11号 令和3年度五條市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書（令和2年度対象）の提出に関する臨時代理決定処分の報告について【承認】

議第46号 令和3年度 教育費9月補正予算について【議決】

議第47号 令和4年度五條市立西吉野農業高等学校入学者選抜実施要項の策定について【議決】

議第48号 五條市立認定こども園給食費徴収規則の制定について【議決】

議第49号 五條市人権教育研究会補助金交付要綱の制定について【議決】

・後援依頼 2件【承認】

・報告・連絡事項

- ① 新型コロナウイルス感染症に係る感染状況について
- ② 9月市議会について
- ③ 五條幼稚園の仮園舎への移転について
- ④ 学校適正化及び認定こども園整備の進捗状況について
- ⑤ 事業報告
- ⑥ その他各種会議・行事等報告

令和3年9月定例教育委員会（9月30日）〈場所：子どもサポートセンター〉

・議 事

報第12号 五條市立高等学校の管理運営に関する規則の一部改正に関する臨時代理決定処分の報告について【承認】

報第13号 令和3年度教育費9月補正予算に関する臨時代理決定処分の報告について【承認】

・報告・連絡事項

- ① 新型コロナウイルス感染症に係る感染状況について
- ② 9月市議会の報告について
- ③ 市役所新庁舎について
- ④ 西吉野農業高等学校の令和4年度入学者選抜について
- ⑤ 学校適正化及び認定こども園整備の進捗状況について
- ⑥ 市民レクリエーション大会、五條市文化祭の中止について
- ⑦ 事業報告
- ⑧ その他各種会議・行事等報告

令和3年10月定例教育委員会（10月28日）〈場所：子どもサポートセンター〉

・議事

報第14号 令和3年度教育費10月補正予算に関する臨時代理決定処分の報告について【承認】

議第50号 五條市立認定こども園延長保育事業等の実施に関する条例の制定について【議決】

議第51号 五條市立公民館条例の一部を改正することについて【議決】

議第52号 五條市立中央公民館に係る指定管理者の指定について【議決】

議第53号 五條市立図書館に係る指定管理者の指定について【議決】

議第54号 五條市賀名生の里歴史民俗資料館に係る指定管理者の指定について【議決】

・後援依頼 1件【承認】

・報告・連絡事項

① 新型コロナウイルス感染症に係る感染状況について

② 10月臨時市議会に関する報告について

③ 通学路の合同点検に関する報告について

④ 学校適正化及び認定こども園整備の進捗状況について

⑤ 事業報告

⑥ その他各種会議・行事等報告

令和3年11月定例教育委員会（11月25日）〈場所：五條市役所 教育委員会室〉

・議事

報第15号 令和3年度 教育費12月補正予算に関する臨時代理決定処分の報告について【承認】

議第55号 和解及び損害賠償額の決定について【議決】

・後援依頼 2件【承認】

・報告・連絡事項

① 新型コロナウイルス感染症に係る感染状況について

② 12月市議会及び市議会選挙について

③ 令和3年度末教職員人事について

④ 学校適正化及び認定こども園整備の進捗状況について

⑤ いじめに関するアンケート調査の結果について

⑥ 事業報告

⑦ その他各種会議・行事等報告

令和3年12月定例教育委員会（12月23日）〈場所：五條市役所 教育委員会室〉

・議事

報第16号 五條市立高等学校の管理運営に関する規則の一部改正に関する臨時代理

決定処分の報告について【承認】

議第56号 令和4年度教育費予算について【議決】

議第57号 五條市教育委員会善行表彰要綱の一部を改正することについて【議決】

議第58号 令和4年度五條市立西吉野農業高等学校入学者選抜における新型コロナ
ウイルス対応について【議決】

・後援依頼 1件【承認】

・報告・連絡事項

① 新型コロナウイルス感染症に係る感染状況について

② 12月議会の報告について

③ 学校適正化及び認定こども園整備の進捗状況について

④ 「五條市成人式」の開催について

⑤ 事業報告

⑥ その他各種会議・行事等報告

令和4年1月定例教育委員会（1月24日）〈場所：五條市役所 教育委員会室〉

・議事

報第 1号 新型コロナウイルス感染症にかかる令和4年度五條市立西吉野農業高等
学校入学者選抜に関するガイドラインの改定に係る臨時代理決定処分の
報告について【承認】

報第 2号 五條市社会教育委員並びに五條市公民館運営審議会委員の委嘱に関する
臨時代理決定処分の報告について【承認】

報第 3号 五條市立図書館協議会委員の任命に関する臨時代理決定処分の報告につ
いて【承認】

報第 4号 市立五條文化博物館協議会委員の任命に関する臨時代理決定処分の報告
について【承認】

議第 1号 五條市立認定こども園の設置に伴う関係条例の整備に関する条例を制定
することについて【議決】

議第 2号 五條市公民館運営審議会規程の一部を改正することについて【議決】

・後援依頼 3件【承認】

・報告・連絡事項

① 新型コロナウイルス感染症に係る感染状況について

② 学校適正化及び認定こども園整備の進捗状況について

③ 事業報告

④ その他各種会議・行事等報告

令和4年2月定例教育委員会（2月24日）〈場所：五條市役所 教育委員会室〉

・議事

報第 5号 五條市立中央公民館条例施行規則の一部改正に関する臨時代理決定処分

の報告について【承認】

- 報第 6号 五條市立中央公民館条例指定管理者候補者の選定取り消しについて【承認】
報第 7号 新型コロナウイルス感染症にかかる令和4年度五條市立西吉野農業高等学校入学者選抜に関するガイドラインの改定に係る臨時代理決定処分の報告について【承認】
報第 8号 五條市立中央公民館条例の一部改正に関する臨時代理決定処分の報告について【承認】
議第 3号 令和3年度教育費3月補正予算について【議決】
議第 4号 令和4年度教育費予算について【議決】
・後援依頼 2件【承認】
・報告・連絡事項
① 新型コロナウイルス感染症に係る感染状況について
② 3月市議会について
③ 卒園式、卒業式及び入園式、入学式について
④ 学校適正化及び認定こども園整備の進捗状況について
⑤ 事業報告
⑥ その他各種会議・行事等報告

令和4年3月定例教育委員会（3月24日）〈場所：五條市役所 教育委員会室〉

・議 事

- 報第 9号 市長の権限に属する事務の委任の一部解除に係る承諾に関する臨時代理決定処分の報告について【承認】
報第 10号 令和4年度五條市公立学校県費負担教職員たる校長及び教頭の任免についての内申に関する臨時代理決定処分の報告について【承認】
報第 11号 五條市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部改正に関する臨時代理決定処分の報告について【承認】
議第 5号 令和4年度五條市立認定こども園の人事異動に伴う管理職の任免について【議決】
議第 6号 五條市行政手続等における書面規制、押印、対面規制の見直し基準に基づく五條市教育委員会の各課関係規則の一部改正について【議決】
議第 7号 五條市立認定こども園延長保育事業の実施に関する規則の制定について【議決】
議第 8号 五條市立認定こども園一時預かり事業の実施に関する規則の制定について【議決】
議第 9号 五條市病後児保育事業の実施に関する規則の制定について【議決】
議第 10号 五條市立認定こども園の設置に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について【議決】
議第 11号 五條市教育委員会事務局事務専決規程の一部を改正することについて

【議決】

- 議第12号 五條市立認定こども園の設置に伴う関係規程の整備に関する規程の制定について【議決】
- 議第13号 五條市行政手続等における書面規制、押印、対面規制の見直し基準に基づく五條市教育委員会の各課関係規程の一部改正について【議決】
- 議第14号 五條市立学校評議員設置要綱及び五條市通級指導教室実施要綱の一部を改正する要綱の制定について【議決】
- 議第15号 五條市行政手続等における書面規制、押印、対面規制の見直し基準に基づく五條市教育委員会の各課関係要綱の一部改正について【議決】
- 議第16号 五條市補助金等交付規則（令和3年3月五條市規則第13号）の制定に伴う五條市教育委員会の各種補助金交付要綱の制定又は一部改正について【議決】
- 議第17号 五條市文化財保護審議会委員を委嘱することについて【議決】
- ・後援依頼 3件【承認】
 - ・報告・連絡事項
 - ① 新型コロナウイルス感染症に係る感染状況について
 - ② 3月議会の報告について
 - ③ 令和4年度寄宿舎桜花寮入寮予定者について
 - ④ 学校適正化及び認定こども園整備の進捗状況について
 - ⑤ いじめに関するアンケート調査の結果について
 - ⑥ 事業報告
 - ⑦ その他各種会議・行事等報告

3 教育委員会議以外の活動状況

教育委員会の開催する文化行事、体育行事に出席し、教育・スポーツ・文化の振興に努めました。

また、教育委員会がより高い使命感をもって責任を果たせるよう、委員自らの重要な責任を自覚するとともに、その職務遂行に必要な知識を得るために各種会議・研修会等に出席しました。

(1) 学校訪問

10月に市内公立幼稚園・小中高等学校のうち、牧野小学校と西吉野農業高校を訪問し、授業の様子や施設設備を視察し、校長から学校の状況の説明を受け、意見交換を行いました。

(2) その他の主な行事への出席

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、各種行事・研修等が中止、規模縮小による開催、書面審議等となっています。

ア 市立各幼稚園・小学校・中学校 体育大会

イ 文化祭（中止）

ウ 市民レクリエーション大会（中止）

エ 成人式

オ 公民館祭（中止）

カ 市立各幼稚園・小学校・中学校・高等学校 入学（園）式、卒業（園）式

（3）会議の出席状況

令和3年4月20日

令和3年度第1回奈良県都市教育長協議会（奈良市）

令和3年7月20日

令和3年度第2回奈良県都市教育長協議会（橿原市）

令和3年10月26日

令和3年度第3回奈良県都市教育長協議会（橿原市）

令和3年10月27日

令和3年度近畿市町村教育委員会研修大会（兵庫県尼崎市）

令和4年1月28日

奈良県教育サミット、令和3年度第2回奈良県通学路等安全対策推進会議（奈良市）

令和4年2月25日

令和3年度第4回奈良県都市教育長協議会（奈良市）

Ⅲ 令和3年度重点施策

1 教育総務課

地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び教育委員会会議規則の定めるところにより、毎月1回の定例教育委員会を計12回、臨時教育委員会を2回開催しました。

教育環境の改善については、児童・生徒が安全かつ快適に学ぶことができるよう、教育施設の整備・改修を行いました。特に、西吉野農業高等学校において、実習の充実を図るためビニールハウス1棟の設置を行いました。

加えて、新型コロナウイルス感染症対策として、各幼稚園に感染症対策用消耗品（消毒用アルコール、マスク等）を配布しました。

平成26年に教育委員会を中心とするネットワーク環境を整備しましたが、運用開始から6年が経過していることから、機器の老朽化、メーカーサポートの満了及び、教育委員会事務局の新庁舎移転に伴い機器等の更新を行いました。

西吉野農業高校魅力化推進事業に関しましては、令和3年度時点での寄宿舎「桜花寮」への入寮者数が合計53名となり、入寮生の増加に対応するため駐輪場整備工事を行いました。

また、全国募集を開始してから初めての卒業式を迎える16名が卒業し、そのうち五條市内の農家へ2名が就職しました。卒業後、五條市内に残り就農を志す卒業生の進路支援対策として桜花住宅の無償貸与制度を創設しました。

今後につきましては、校内でも充実した農業実習活動を実施できるよう、更なる施設整備を行ってまいります。

2 学校教育課

五條市学校教育アドバイザリーチーム派遣事業として、教育部長をリーダーとするチームを組織し、五條東中学校、五條南小学校の2校を計画的に訪問しました。単に学校改善を求めるだけでなく、教職員からのヒアリングや授業参観後の意見交換を通して現状を把握し、それを基に、後日、改善方策等をアドバイザリーレポートとして示すとともに、学校経営や教育活動等に対する支援や助言を行いました。

学校活性化事業においては、新たに西吉野農業高校に100台のタブレット端末を導入しました。また機器の使用に関する補助を目的として、ICT支援員を令和3年1月から小学校には1校あたり月2回、中学校に対しては月4回派遣し、授業のバックアップを行うとともに、学校での講習会等を実施しました。

特色ある学校（園）づくり支援事業では、3中学校区それぞれを学園に指定し、小中一貫教育の実践として共通のカリキュラム、部会の実施、ふるさと学習の充実等、モデル的な取組を支援し、学園構想の具体化を図りました。また、市指定研究校として牧野小学校と五條西中学校の2校を指定し、小中を一貫した授業の取組や読解力向上のための取組など、より一層の教育内容の充実を図りました。

就学前教育・小中高との連携については、校種間の円滑な接続と教育内容の充実を図るとともに、児童・生徒の郷土愛を育むことを目的に、9年間をつないだカリキュラムの活用と

教育内容の充実、ふるさと学習の充実に取り組みました。

まず、9年間をつないだカリキュラムの活用と教育内容の充実については、完成したカリキュラムを教員一人に一冊ずつ配布し、教科等研究会や校区の授業等に活用しました。小中学校間でこのカリキュラムを共通基盤としてことで、9年間の連続した学びを意識した授業の構築に役立てています。また、コロナ禍の状況を考慮し、実施方法を工夫しながら中学校区（各学園）ごとに小中合同の授業研究を行いました。

次に、ふるさと学習の充実については、社会科や総合的な学習の時間等の授業において、「五條学」、「私たちの五條市」の活用を図り、社会科副読本改訂委員会を中心に「私たちの五條市」の内容検討や授業実践を重ねました。幼稚園においては、園外保育等の際に、地域の自然や歴史について触れる機会を創出するとともに、民話の読み聞かせ等を実施しました。

西吉野農業高校魅力化推進事業につきましては、平成30年度入試から全国いずれの地域からでも志願できる全国募集を実施しており、令和4年度の入学生は19名でした。全国募集に係る広報活動として、Webページの活用、学校案内リーフレット・ポスターの配布、地域みらい留学フェスタへの参加による広報を行うとともに、県内市町村教育委員会並びに県内市町村立中学校、近畿圏及び三重県の市町村教育委員会を訪問しました。首都圏等の遠隔地については、各教育委員会へ電話にて周知を依頼し、リーフレットを送付する等、積極的なPR活動に努めました。農業実習・就労体験活動等については、地域農家・農業法人等の協力を仰ぎ、実学重視の取組を推進しました。

今後も、「地域農業の担い手育成」を目的に、更なる教育課程の深化、実習活動等の充実を図ってまいります。

学校保健関係では、幼児・児童・生徒及び教職員の健康を保持し、各種感染症等の早期発見に努めるため、定期健康診断を実施するとともに、新型コロナウイルス感染症の感染防止のために保健用消耗品を各学校に配布しました。加えて、食物アレルギーをはじめとしたアレルギー対策及び感染症等への早期対応に資するため、各学校（園）や教育委員会事務局、保健所、保健福祉センター、医師会との連絡・連携体制を一層強化しました。また、学校薬剤師等と連携のもと、飲料水やプール水の水質検査、照度・照明検査、空気中の化学物質濃度の検査等を実施し、学校の環境衛生管理にも努めました。さらに、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用し、市内の各小中学校（8校）に空気清浄機111台を設置し、感染防止対策を拡充しました。

学校給食の実施については、毎月、学校及びPTAの協力を得ながら、地産地消（五産五消）を意識した給食物資の選定を進めるとともに、厨房設備等の安全点検及び職員や給食調理員の衛生意識の向上に努め、安全・安心な給食の提供を行いました。

3 子ども未来課

子ども未来課では、「五條市学校適正化基本計画」並びに「五條市立認定こども園整備基本計画」に基づき、学校適正化及び幼保一体化の各事業に取り組みました。

学校適正化事業では、統合対象校同士の児童・生徒の交流を図ると共に、統合対象校において学校教職員代表、保護者代表、地域代表により構成する学校統合協議会を設置し、円滑

な学校統合に向け、「学校運営」、「学校名」、「制服の取扱い」、「PTA 規約」、「スクールバスの運行」などについて協議を行いました。

令和 3 年度には、「北宇智小学校・五條東小学校 学校統合協議会」を2回開催し、通学及び学校運営の各部会を合計4回開催しました。

通学部会では、スクールバス運行経路案のバスの試走 1 回、オンラインによる保護者向け説明会を 4 回開催しました。また、北宇智小学校区の保護者を対象にスクールバス運行計画案に関するアンケートを実施しました。

学校運営部会では統合校の校務分掌、児童の交流、北宇智小学校から五條東小学校に移転する備品について協議を行いました。

施設整備については、五條東小学校スクールバス操車場整備、職員室の配置及び男子更衣室の検討を行いました。

幼保一体化事業では、令和 4 年 4 月の認定こども園の開園に向けて、「五條市認定こども園整備推進実施委員会」及び「認定こども園開園プロジェクト会議」で施設運営に係る協議・調整に取り組むとともに、認定こども園で実施する就学前教育・保育カリキュラムの策定などを进行了。

また、認定こども園の建設については、令和 3 年 6 月にみらいこども園建設工事が竣工し、令和 4 年 2 月には、ゆめこども園の園舎工事の完了と、きぼうこども園の整備改修工事が竣工しております。

今後は、認定こども園の就学前教育・保育カリキュラムの検証や施設運営に係る所要の事務を進めてまいります。

4 生涯学習課

令和 2 年度から 10 年間を対象とした「第 2 期五條市生涯学習推進計画」(令和元年度策定)には、新たな「基本目標」や計画の実現に向けた具体的な施策体系及び取組方針等を明記しており、この計画に基づき、新型コロナウィルス感染症対策を実施しながら、施策の効果的・効率的な推進に努めました。

しかしながら、昨年度に引き続き、新型コロナウィルス感染症拡大防止等のため、各行事の中止など市民の生涯学習活動に影響を受けました。その中で、徐々に活動再開に向けた取組を進めました。

生涯学習の拠点である中央公民館は、指定管理施設となっており、令和 3 年度が最終指定期間となることから、公募を行い、指定管理者候補選定委員会を踏まえ、令和 4 年五條市議会第 2 回臨時会において、議決をいただき、令和 4 年 6 月 1 日から桜井誠文堂が指定管理者として、管理運営を行っています。

主な事業として、自主クラブ・サークル活動と、主催事業である市民教養セミナー、生き活き教室、3力国語の語学講座、アート講座、ヘルス講座、料理教室、親子を対象とした体験学習などを開催しています。新型コロナウィルス感染症の影響で中止せざるを得ない講座もありましたが、会議室等の適正な人数制限や座席配置等の対応を行う等、実施可能と判断したものについては講座を開催しました。利用件数は 1,353 件、利用人数は 10,388 人

でした。

また、15カ所の地区公民館と2カ所の分館においては、約200の自主クラブ・サークルが活動しており、コロナ禍ではありますが様々な活動が行われました。

地域の情報拠点として機能している図書館は、指定管理施設となっており、令和3年度が最終指定期間となることから、公募を行い、指定管理者候補選定委員会を踏まえ、令和3年五條市議会第4回12月定例会において、議決をいただき、引き続き、株式会社図書館流通センターが令和4年度から3年間の指定管理者となっております。

図書館の取組としては、雑誌オーナー制度、インターネットによる蔵書検索・予約、読書普及のための資料展示、自主イベントを開催し、わかりやすい本としてLLブックやディジタル図書、点字コーナーの設置など利用者へのサービス向上が図られました。利用者数は21,638人、図書貸出人数は13,978人、貸出冊数は59,344冊でした。

人権教育の推進については、五條市人権教育推進協議会が主体となって、市民の人権意識を高め、人権尊重の社会を実現できるよう、地区人推協等と連携を図り、人権教育地区別懇談会の開催等の取組を推進しているところですが、新型コロナウイルス感染症の影響で活動に制約を受ける事になりました。今後はコロナ禍での開催に工夫を凝らし、一人でも多くの市民が学習できるよう取組を継続してまいります。

また、指導者養成講座や県外研修先進地視察は全て中止となりましたが、今後も指導者・リーダーの育成に取り組んでまいります。

スポーツ振興については、令和3年4月11日（日）に東京2020オリンピック聖火リレーが五條市上野公園総合体育館（シダーアリーナ）から大和二見駅間で開催されましたが、令和2年度同様に、新型コロナウイルス感染症拡大防止等のため、大半のイベント・行事等が中止となりました。

学校・地域パートナーシップ事業においては、学校と保護者・地域が連携し、共に参画・協働することで地域の教育力の向上を図るとともに、「地域と共にある学校づくり」の取組を進めることで、学校をベースとした「次世代につながる地域づくり」を目的として、地域コミュニティの再構築をめざしました。通学路の見守り活動や放課後子ども教室等、各学校（園）の教育活動について、大学生を含む登録者の活発な活動を推進していただいています。

コミュニティ・スクール事業では、「五條市学校運営協議会規則」に基づき市内全小中学校（8校）に学校運営協議会を設置し、運営協議会委員の委嘱を行いました。

また、西吉野農業高等学校においても、学校運営協議会設置に向けて準備を進めています。

各校の学校運営協議会では、次世代を担う子どもたちの豊かな学びのため、地域との連携・協働に向け熟議を進めていただきました。

また、取組のより一層の充実・発展をめざし、令和元年度より各校運営協議会長を中心とした五條市コミュニティ・スクール推進協議会を設置し、令和3年度は2回の研修会を行いました。

5 文化財課

令和3年度の重点施策としては、五條市史編纂事業、国・県・市指定文化財等の保存・継

承事業の支援、古文書等の調査事業、市立五條文化博物館の展示魅力化事業、五條市賀名生の里歴史民俗資料館等の文化財関係施設の指定管理等を継続しました。

また、新町地区においては、町並みの保存・活用と地域の活性化に資する伝建事業を実施しました。

五條市史編纂事業については、五條市史編集委員会に設置された9つの分野・時代の専門部会の部会員及び調査員による、有形・無形の資料の収集・調査を継続して行いました。また、考古部会関係の刊行物として、南阿田大塚山古墳の発掘調査報告書を県への業務委託により作成・発行しました。

指定文化財については、国・県指定の建造物・美術工芸品の管理及び保存修理並びに民俗芸能の保存伝承事業等に対して補助金を交付しました。

市立五條文化博物館は、指定管理者制度を再導入し、令和3年度から3年間の指定管理者に指定されました積小舎が管理運営を行っています。

さらに、市立五條文化博物館において、市内の古文書・古記録類の受け入れ、解説、整理等を継続して行い、完了したものから順次、目録を市のホームページにおいて公開しました。

市立五條文化博物館は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を行いつつ、昨年度より展示等のイベントを多く実施したため、来館者数が増加しました。令和3年度の入館者数は、3,035人（前年度比377人・約14%増）でした。また、古文書に慣れ親しんでいたく目的で古文書講座を計5回開催し、毎回10名以上の参加がありました。

その他、施設によってはコロナ禍の影響により企画・運営等の中止や縮小もありましたが、五條市賀名生の里歴史民俗資料館、五條市立民俗資料館及び五條市新町まちや館の指定管理者にも、五條の歴史・文化が市民に身近なものとなるよう、施設、設備等の適切な維持管理、展示、講座等の各種事業の企画、運営等を行っていただきました。

3施設とも、1期目から同じ指定管理者で運営が行われており、いずれもこれまでに培ったノウハウを活かし、事業を行っていただきました。

五條新町重要伝統的建造物群保存地区では、伝統的な町家の保存修理事業として、民間修理の補助事業10件を実施しました。また、五條新町地区町なみ保存会の事務局として地域住民の活動を支援し、「櫻華会」や「五條新町スタンプラリー」として「伝承館」、「まちや館」、「民俗資料館」の3館でスタンプを集めいただき、記念品として新町の町家を描いた絵はがきを持ち帰ってもらう取り組みを行いました。

今後も、市民と行政が緊密に連携し、これらの施策を継続的に行うことで、地域文化を保存・継承してまいります。

6 子どもサポートセンター

青少年健全育成事業として、令和3年6月21日（月）、五條市青少年補導委員委嘱状交付式を代表者で開催しました。市内3校区から選出された97名に委嘱し、登下校における児童・生徒の見守り等の活動を依頼しました。また、年間を通して、日々の登下校の安全対策や不審者情報に対するパトロール強化などを実施し、幼児・児童・生徒の安全確保に努めるとともに、関係機関との連携強化を図りました。なお、青少年野外活動事業（トレジャー

キャンプ)は、教育委員会事務局内部の検討に加え、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを十分に回避する対応策が見つからない等の理由から、令和3年度は、前年度に引き続き、やむを得ず中止することとしました。

生徒指導対策事業として、不登校傾向の児童・生徒が、在籍する学校へ登校出来るよう支援することを目的に、適応指導教室「くすのき教室」と各学校との連携を図りました。加えて、市内1幼稚園・6小学校・1中学校に8名のスクールソーターを配置し、児童・生徒の学校(園)生活や教育活動の支援を行いました。また、「五條市生徒指導研究協議会」を年8回開催し、各学校の実態の共有及び講師を招いた研修会の実施のほか、県教育委員会、警察、こども家庭相談センター、学校の各関係機関との協議を通じ、生徒指導対策を推進しました。令和3年11月17日(水)には、市内全教職員を対象に3密を避け教育相談研修会を開催し、大和高田市教育委員会事務局教育部教育支援課の井芝満喜子指導主事による「アンガーマネジメントの理論と実践」についての講演をうけ、教職員がアンガーマネジメントを取り入れることにより、「衝動」「思考」「行動」のコントロールの仕方等を学習しました。

教育相談カウンセリング事業では、専門的な知識や経験を有するカウンセラーを配置し、いじめや不登校など様々な問題を抱える児童・生徒へのカウンセリングに加え、保護者や教員に対して適切な助言を行い、方向性を示すなど、問題解決に努めました。また、個々の子どもへの対応を関係機関が参集し協議する「ケース会議」や、個々の子どもを知るための「行動観察」、各心理検査の実施など、子ども一人一人の成長を支援するための手立てを行いました。

IV 教育長交際費について

平成21年度 五條市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書に対する点検評価委員の意見書に基づき、五條市教育委員会教育長交際費支出基準及び公開基準を制定し、教育長交際費の執行状況について、その金額や支出内容について市ホームページで公開しています。

令和3年度教育長交際費明細

支出月	金額(円)	支出区分	支 出 内 容
4月	0	-	-
5月	0	-	-
6月	0	-	-
7月	10,000	激励費	五條市立西吉野農業高等学校野球部全国大会出場に伴う激励金
8月	50,000	激励費	中学校総合体育大会全国大会に伴う激励金外4件
9月	0	-	-
10月	0	-	-
11月	0	-	-
12月	8,400	雑費	小さなサンタ訪問お礼
1月	0	-	-
2月	8,832	記念品費外1	叙勲花束代外1件
3月	27,144	記念品費外1	退職校長への記念品外1件
合計	104,376	計8件	

(参考) 五條市教育委員会教育長交際費支出基準及び公開基準

1 趣旨

教育長等が、教育行政の円滑な運営を図るため、市教育委員会を代表し外部の個人又は団体との交際に要する経費（以下「教育長交際費」という。）の支出基準を定めるとともに、教育長交際費の支出状況の透明性を高め、教育行政に対する市民の理解と信頼を深めてもらうため、公開基準を定める。

2 支出区分等

教育長交際費は、支出先との交際において、次に掲げる事項について教育長が適当と認めた場合は、支出することができるものとする。

支出にあたっては、社会通念上必要と認められる範囲内で、かつ最小限の金額となるよう努めることとする。

なお、教育長が指定する職員が、教育長の代理として、又は教育委員会を代表して出席する場合には、教育長出席に準じて教育長交際費からの当該支出を認めるものとする。

ただし、宗教団体及び政党その他の政治団体の事業については、教育長交際費を支出しない。

区分	内容、対象等
① 会費	総会、意見交換会等会費
② 祝費	記念式典、祝賀会、各種行事等のお祝い
③弔慰費	香典、生花代等
④ 見舞費	市教育行政関係者の傷病、災害等に対する見舞金
⑤ 激励費	各種大会等で県代表として出場する個人や団体 【市費からの助成又は補助があるものは除く】
⑥ 記念品費	表敬、表彰にかかる記念品、花束
⑦ 雑費	広告料、視察等に係る土産 その他交際上支出に必要な経費として、教育長が特に認めるもの。

3 公開

(1) 教育長交際費の支出状況について、公開年度の前期（4月から9月）及び後期（10月から3月）別に公開する。

公開時期については、前期は公開年度の10月末まで、後期は公開の次年度の4月末までに別記様式によりインターネットの五條市ホームページ等に掲載する。

(2) 相手方氏名の取扱いについて、病気及び事故の見舞い等で相手方のプライバシーに配慮が必要な場合は除くことができる。

4 その他

この基準は、社会経済状況の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

5 適用期日

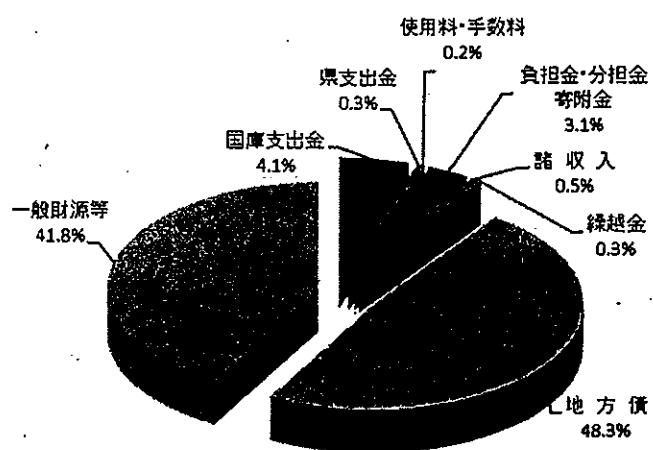
この基準は、平成21年9月24日から施行し、平成21年度分の教育長交際費の支出から適用する。

V 令和3年度教育費歳入歳出決算

【歳入】

(単位：千円)

内訳	決算額
国庫支出金	151,449
県支出金	9,297
使用料・手数料	6,120
負担金・分担金 寄附金	88,667
諸収入	13,671
繰越金	9,649
地方債	1,362,700
一般財源等	1,180,323
合計	2,821,876

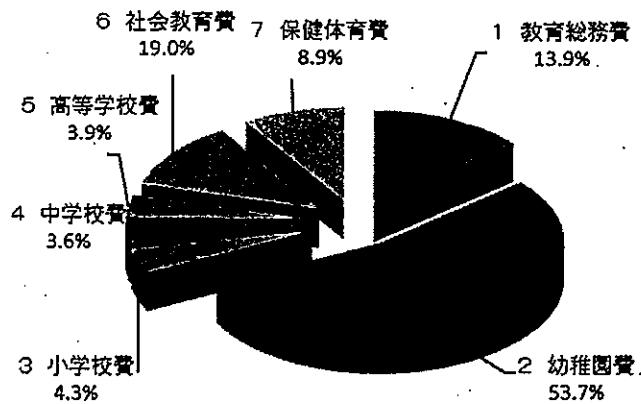


【歳出】

目的別の内訳

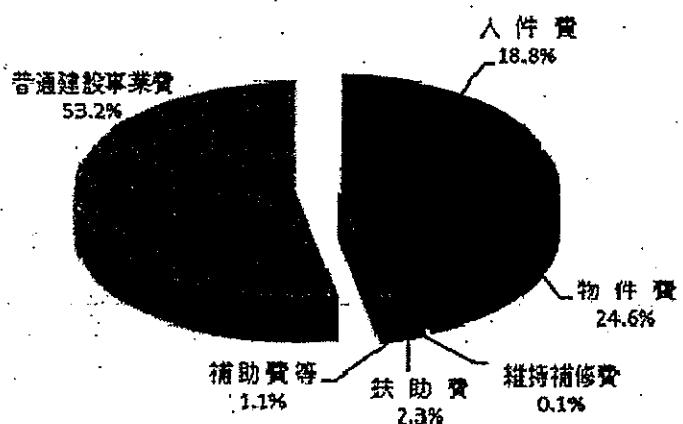
(単位：千円)

目的別	決算額
1 教育総務費	392,419
2 幼稚園費	1,515,161
3 小学校費	121,461
4 中学校費	101,085
5 高等学校費	110,350
6 社会教育費	329,825
7 保健体育費	251,575
合計	2,821,876



性質別の内訳 (単位:千円)

内訳	決算額
人件費	531,094
物件費	693,307
維持補修費	3,204
扶助費	63,533
補助費等	30,029
普通建設事業費	1,500,709
合計	2,821,876



用語解説

人件費：委員の報酬や職員の給与などの費用です。

物件費：消費的な性質（賃金、旅費、交際費、需用費、役務費、備品購入費、報償費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費など）をもつ費用です。

維持補修費：学校などの教育施設を維持、管理するために必要な費用です。

扶助費：法令に基づいた給付や、市が単独で行う各種扶助のための費用です。

補助費等：主に公益上必要があると認められる団体などに対して、五條市教育委員会が交付する補助金などの費用です。

普通建設事業費：社会資本を形成するために学校を始めとした教育施設等の新增設等の建設事業などに要する費用です。

VI 点検評価委員の「意見書」

1 意見書の提出について

この意見書は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の定めるところにより、五條市教育委員会の令和3年度における事務の管理及び執行の状況について、「学校教育環境の充実」以下6施策に関して自己評価した内容を精査し、意見を述べるものである。

令和4年8月12日

点検評価委員 近井 稔巳

活動の点検及び評価に対する意見について

1 教育委員会

教育委員は、定例教育委員会、各種行事等に出席・参加され、また、学校（園）訪問により学校（園）現場の状況把握に努められている。学校適正化や認定こども園等、本市の教育行政施策は多様かつ高度化しているが、引き続き、的確な指導・助言をいただくようお願いしたい。

2 教育総務課

教育環境の改善という点において、教育委員会を中心とするネットワーク環境の整備・更新を実施していただいた。

今後、個別施設計画に基づいた改修・整備を実施いただくとともに、学校適正化事業の進捗に伴い、学校施設の改修、スクールバスのルート再編等が発生していくことが予想されるが、遅滞なく適切な事務執行をお願いする。

賀名生分校魅力化推進事業については、卒業後、五條市内に残り就農を志す卒業生の進路支援対策を創設していただいた。また、更なる実習内容の充実・深化を図るとともに、卒業後の進路に関しても学校はもとより各関係機関と十分に連携しながら取組を進めていただきたい。

3 学校教育課

学校教育課においては、市内学校（園）の運営に関し、的確な助言・サポートをいただいている点を評価したい。

また、教育環境の整備に関しては、国の提唱する「GIGAスクール構想」実現のために、西吉野農業高校には端末を整備し、小中学校へはICT支援員の派遣によって授業のバックアップを実施していただいた。今後も、教職員や児童・生徒が円滑に機器を活用できるようフォローをお願いしたい。

また、学園構想に基づき、コロナ過の状況を考慮しながら、小中一貫教育に対応すべく9年間をつないだカリキュラムの活用と授業研究等の活性化を推進していただいている。引き続き、本市の目指す学校教育体制の構築に邁進していただきたい。

学校保健、食物アレルギー対応については、新型コロナウイルス感染症対策による小中学校への空気清浄機の導入をはじめ、迅速な対応をいただいている。引き続き、子どもたちの安全面、健康面を第一に優先し、気を緩めることなく適切な対応をお願いしたい。

4 子ども未来課

「五條市学校適正化基本計画」、「五條市立認定こども園整備基本計画」の両基本計画に基づき、各統合協議会や検討会議を開催いただいている。

学校統合も最終段階となり、より良い教育環境の実現に向けて十分に協議を行い、令和5年4月からスムーズな運営が可能となるよう十分な検討を行いながら遅滞なく取り組んでいただきたい。

認定こども園については、3園のこども園が無事に開園したことを評価したい。今後、既存の幼稚園、保育所の積み上げてきた良い部分を踏襲しながら、魅力ある就学前教育・保育の実現を目指すとともに、保護者等に十分な説明を行いながら取り組んでいただきたい。

5 生涯学習課

各種文化活動、スポーツ活動については、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、大きな影響を受けている。ただ、コロナ禍においても、感染対策を講じながら、開催可能なものは実施しているということで、市民が生き生きと学ぶことのできる環境づくりを模索したことを見評価したい。

図書館の運営については、インターネットを活用した蔵書検索・予約を行うなど、利用者へのサービス向上を評価したい。

また、今まで以上に子どもたちが活字に触れる機会を創出していくことも検討していただきたい。

学校・地域パートナーシップ事業及びコミュニティ・スクール事業に関しては、人と人の繋がりを深めるための大切な事業である。学校・保護者及び地域が連携し、ともに参画・協働により他者を思いやる気持ちを醸成することが重要であると思われる。

6 文化財課

市史編纂事業に関しては、各専門部会による調査を積極的に実施し、南阿田大塚山古墳の発掘調査報告書を発行したことを評価したい。五條市の歴史を後世に継承していくために、引き続き、資料収集・分析に努めていただきたい。

また、五條文化博物館運営においては、令和3年度から指定管理者制度を導入したこと、民間のノウハウを活かしながら、新型コロナウイルス感染症対策を講じつつイベントを実施し来場者の増加へ繋がったことを評価したい。更なる魅力ある博物館となるよう引き続き、注力いただきたい。

町並み保存・活用に関しては、「櫻華会」、「五條新町スタンプラリー」等、より幅広い層をターゲットにしながら本市のPRに努めている。魅力ある地域づくりのためにも地元住民、関係機関との連携を密にしながら今後も取組を続けていただきたい。

7 子どもサポートセンター

青少年健全育成事業に関しては、思いやりの心や積極性を育むことを主題として様々な活動を展開していただいている。子どもたちの見守りや安全対策については、犯罪が多様化している昨今において、非常に重要な事項であることから、引き続き、関係機関と密に連携の上、取り組んでいただきたい。

生徒指導対策事業に関しては、各学校と連携しながら、「くすのき教室」をはじめとする不登校傾向児童・生徒への綿密な支援を実施いただいている。また、スクールサポーターを配置し、学校（園）生活や教育活動の支援を実施いただいている。

教職員がアンガーマネジメントによる、「衝動」、「思考」、「行動」のコントロールの仕方を学習し、これまで以上に視野を広く持った生徒指導対策を講じていただきたい。

教育相談カウンセリング事業に関しては、いじめや不登校など、デリケートな事項に係る内容を扱っている。子ども一人一人の成長に合わせた支援をお願いしたい。

○ 終わりに

新型コロナウイルス感染症による感染対策と教育活動の両立という難しい問題を抱えながらも、日々、教育行政に取り組んでいただいていることに敬意を表したい。

とりわけ特色ある学校（園）づくりにおいては、学園構想に基づき小中一貫教育の実践として授業の取り組みや読解力向上のため、現場の教職員と教育委員会とが今まで以上に連携して教育施策を推進していくことを期待したい。

また、令和4年度から市立認定こども園が開園し、「0歳から15歳まで」を一貫した教育・保育の体制が整うこととなる。従来の幼稚園、保育所で培ってきた経験・知識を集約し、より質の高い教育・保育の提供に向け取組を進めていただきたい。

加えて、各種行事が中止・規模縮小となっている状況が続いているが、開催形態を工夫する等、コロナ禍においても市民が楽しめる場を提供できるよう最善を尽くしていただきたい。

刻々と変化する社会状況、住民ニーズを的確に捉えるとともに、限られた財源の中で最善の選択が出来るよう、しっかりとした見通しを持ちながら、各種施策を推進していただくことを期待する。

VII 令和3年度施策点検評価シート

学校教育環境の充実	… 26～30
教育内容の充実	… 31～32
地域教育力の向上	… 33
生涯学習活動の効果的な支援	… 34～35
歴史遺産・伝統文化の保存	… 36～37
青少年健全育成の推進	… 38～39

令和3年度 点検評価シート

1. 施策の基礎情報

実施年区分	学校教育環境の充実	担当課	教育総務課
施設名	学校施設の整備(教育環境の改善)		
目標	教育環境の充実を図るとともに、幼児・児童・生徒が安全・快適に学ぶことができるような教育施設の整備・改修を行う。		
実施状況	各学校施設の老朽箇所の修繕・改修を行った。		

2. 令和3年度の取組状況

事業名	事業内容	事業実績と主な取組	評価
小学校施設改修事業	学校施設の老朽化に対して迅速な改修・修繕により学習環境の維持・整備を行う。	緊急的な修繕を遅滞なく実施することができた。 ・小学校修繕51件 3,915,987円	A
中学校施設改修事業	学校施設の老朽化に対して迅速な改修・修繕により学習環境の維持・整備を行う。	緊急的な修繕を遅滞なく実施することができた。 ・中学校修繕34件 2,382,314円	A
高等学校施設改修事業	学校施設の老朽化に対して迅速な改修・修繕により学習環境の維持・整備を行う。	計画していた工事を遅滞なく実施することができた。 ・寄宿舎駐輪場整備工事 2,392,500円 ・西吉野農業高校修繕7件 149,083円 ・寄宿舎修繕12件 567,292円	A

3. 施策の課題と今後の主な取組

課題	幼児・児童・生徒の安全を第一に考慮し、施設の老朽箇所の把握に努めるとともに、迅速な改修・修繕を実施する。
今後の主な取組	個別施設計画に基づく中長期的な施設の維持管理体制を構築するとともに、必要な改修・整備を的確に実施する。

4. 総合評価

総合評価	学校施設の老朽化に対し、迅速かつ適切な改修・修繕を行った結果、幼児・児童・生徒が安全に学ぶことができる環境を整備できた。 加えて、所管施設に係る個別施設計画の策定が完了したため、今後、同計画に基づいた計画的な改修・整備を実施していく。
------	--

令和3年度 点検評価シート

1. 施策の基礎情報

施策分野	学校教育環境の充実	所管課	教育総務課
施策名	学校施設の整備(スクールバス運行管理)		
目標	五條南小学校・五條中学校、五條東小学校・五條東中学校の児童・生徒に係る通学の利便性向上を図る。		
施策の現況	遠距離通学児童・生徒の通学条件の緩和のため、13路線13台(西吉野・大塔方面7台、阪合部・大深方面3台、阿太・大野新田方面3台)のスクールバス運行を実施している。基本的には、児童・生徒の登下校に伴う定期運行を計画的に行い、校外学習等の際には特別運行を実施している。		

2. 令和3年度の取組状況

事業名	事業内容	事業実績・主な取組	評価
スクールバス運行	西吉野・大塔方面(五條南小学校・五條中学校)、阪合部・大深方面(五條南小学校・五條中学校)、阿太・大野新田方面(五條東小学校・五條東中学校)の遠距離通学児童・生徒に係るスクールバス運行	運行計画に基づいて13台のスクールバスを運行することにより、児童生徒が安全に始業時間に遅れることなく通学できるように努めた。また、学校行事等で特別に運行が必要となった際には、同車両の特別運行により対応を行った。	A
スクールバス運行(特別運行)	市内学校園の校外学習等に伴うスクールバスの特別運行	各学校園の校外学習等に伴う移動手段としてスクールバスを運行し、費用負担の軽減を図るとともに、安全な輸送に努めた。	A

3. 施策の課題と今後の主な取組

施策の課題	風水害時や道路崩落等の自然災害状況が発生またはその危険がある場合への対応マニュアルの随時見直しを図るとともに、各停留所の安全確保・注意喚起を徹底する必要がある。加えて、スクールバスを通学利用する児童・生徒及び保護者により一層の負担軽減に係る方策を検討していく必要がある。
今後の主な取組	学校適正化事業の推進に伴い、令和5年4月に統合予定である五條東小学校・北宇智小学校に係る路線変更、運行計画の再編について関係各課と協議の上、所要事務を推進する。

4. 総合評価

総合評価	目標に対して十分な成果が見られつつある。今後も児童生徒の安全面に十分配慮しつつ、関係各課と連携を密にしながら取り組んでいく。
------	--

令和3年度 点検評価シート

1. 施策の基礎情報

施策分野	学校教育環境の充実	所管課	子ども未来課
施策名	学校の適正化		
目標	学校統合協議会を設置・運営し、統合して新たに設ける学校の施設整備や小中一貫教育推進のための取組を進めます。		
施策の現況	<ul style="list-style-type: none"> ・「五條市学校適正化基本計画」に基づく学校適正化の推進 ・学校統合の第2段階である「五條南小学校」の開校(令和3年4月) ・学校統合の第3段階である北宇智小学校と五條東小学校の統合に向けた協議の推進 		

2. 令和3年度の取組状況

事業名	事業内容	事業実績・主な取組	評価
学校統合協議会の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・五條市学校適正化基本計画に基づく学校統合を円滑に進めるため、保護者、地域及び教職員の代表により学校統合協議会を設置 ・総務、PTA、通学及び学校運営の各部会の中で、新しく設立する学校の開校にむけた協議 	北宇智小・五條東小 学校統合協議会:2回 (部会:通学3回、学校運営1回)	A
学校統合に向けたハード面の整備	統合して新たに設置する学校校舎及び校舎周辺整備の実施	<ul style="list-style-type: none"> ①五條東小学校スクールバス操車場整備の検討 ②五條東小学校職員室の検討 ③五條東小学校男子更衣室の検討 	A
学校統合に向けたソフト面の整備	統合して新たに設置する学校を開校するための準備	<ul style="list-style-type: none"> ・統合する学校の移動備品調査 ・通学路の安全点検及び安全啓発看板等の設置 ・グリーンベルト、横断歩道設置に向けた関係機関との調整 ・スクールバスの試走及び説明会の実施 	A

3. 施策の課題と今後の主な取組

施策の課題	令和5年4月の北宇智小・五條東小の統合に向けたソフト面・ハード面の整備
今後の主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・学校統合協議会の運営(北宇智小学校・五條東小学校 学校統合協議会) ・北宇智小学校区のスクールバス運行計画の策定 ・統合に向けた児童同士の交流と北宇智小学校備品移転の準備 ・通学路の安全点検及び安全啓発看板等の設置について検討

4. 総合評価

総合評価	「五條市学校適正化基本計画」に基づく学校統合の第3段階の統合(北宇智小学校・五條東小学校)に向けて学校統合協議会、部会の運営などにより統合を円滑に進めることができた。併せて、統合する小学校の施設整備の検討や通学路の安全啓発についても予定通り取り組むことができた。
------	---

令和3年度 点検評価シート

1. 施策の基礎情報

施策分野	生涯学習活動の効果的な支援	所管課	生涯学習課
施策名	地域スポーツ活動の環境づくりに対する奨励・支援		
目標	地域スポーツの振興と推進を図る。		
施策の現況	地域におけるスポーツ活動の推進とスポーツの振興を図る。		

2. 令和3年度の取組状況

事業名	事業内容	事業実績・主な取組	評価
スポーツ活動・レクリエーション大会等の開催	市民の健康と体力の向上を図るための各種教室・レクリエーション大会等を実施する。	新型コロナウイルスの感染拡大を鑑み、地域体育館等においては、利用人数の制限や、感染予防対策等を講じながらスポーツ振興に資することを目的に活動を実施した。イベント等については、令和3年4月11日(日)に東京2020オリンピック聖火リレーが五條市上野公園総合体育館(シーダーアリーナ)から大和二見駅間で開催されたが、レクリエーション大会、駅伝大会等の大規模なスポーツイベントについては、感染リスクを十分に回避することが困難なため令和2年度に引き続き中止とした。	B
社会体育施設の利活用等の推進	生涯スポーツの拠点である社会体育施設を安全で快適に利用できるよう、管理・運営の充実を図る。	二見文化体育センター並びに地域体育館・運動場等の修繕・整備及び運営の支援を行い、利用者へのサービス向上を図った。 地域体育館・運動場の修繕等について、職員で修繕できるものは自ら修繕等を行い、経費削減を図った。	A

3. 施策の課題と今後の主な取組

施策の課題	スポーツの機会の充実、地域スポーツ活動の環境整備など、多様化する市民ニーズに対応する取り組みが必要である。
今後の主な取組	スポーツを気軽に楽しむ機会と情報の提供、及びスポーツ施設の環境整備に向けて、生涯学習推進体制の整備や地域スポーツの推進を図る。 体育施設の総合的な整備計画の策定に向けて取り組む。 コロナ禍においても、市民が安心して地域スポーツ活動に取り組むことができるよう、新型コロナウイルス感染症対策を十分に考慮した取組を進める。

4. 総合評価

総合評価	各種団体に対して、コロナ禍においても継続して活動が出来るように運営等の支援を行った。また、市内における東京2020オリンピック聖火リレーを無事終えることができた。 社会体育施設の管理運営について、地域体育館・運動場の修繕等のうち、対応可能なものは職員自ら修繕等を行い、経費削減を図ることができた。
------	---

令和3年度 点検評価シート

1. 施策の基礎情報

施策分野	歴史遺産・伝統文化の保存	所管課	文化財課
施策名	重要伝統的建造物群の保存と活用		
目標	五條市五條新町伝統的建造物群保存地区の保存事業を行い地域の活性化を図る。		
施策の現況	五條新町は、平成22年12月に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、平成23年度より国、県の補助を受けながら同地区の修理修景事業、公開活用事業、防災事業を実施している。		

2. 令和3年度の取組状況

事業名	事業内容	事業実績・主な取組	評価
五條新町重要伝統的建造物群保存事業	修理・修景事業	国、県の補助を受け10件の民間修理修景事業に補助金を執行した。また、来年度の修理修景事業を適正かつ円滑に進めるために4件の事前調査・基本設計を行った。	B
伝建事業の広報活動	五條市ホームページ(文化財課)の充実、伝建ホームページの維持	文化財課ホームページの充実を図り、重要伝統的建造物群保存地区五條新町のホームページも引き続き維持した。	B

3. 施策の課題と今後の主な取組

施策の課題	五條市五條新町伝統的建造物群保存事業において平成23年度より修理修景事業を進めて来たが、今後所有者の高齢化や後継者の不在等の理由により、修理が行われないまま老朽化し、倒壊する恐れのある建物が増加することが予想される。令和3年度に解体除去となった建物は1件。所有者には伝建地区の修理・修景に、なお一層のご理解、ご協力をいただけるよう取り組んでいく必要がある。
今後の主な取組	五條新町伝統的建造物群保存地区の歴史的景観の保存及びこれを活用した地域の活性化を図るため、 ①民間修理・修景事業への補助金の執行 ②修理修景事業の事前調査・基本設計 ③防災事業の一環である防火水槽設置の計画及び防災訓練等や事業の広報活動 ④地域住民で組織する五條新町地区町なみ保存会の支援 ⑤重伝建選定10周年記念イベント(令和2年度から延期→令和5年11月頃開催予定)にむけて、五條新町伝建地区選定10周年記念事業実行委員会の隨時開催

4. 総合評価

総合評価	五條新町重要伝統的建造物群保存事業では、空き家が増える中、修理修景事業を地域住民と行政が共通の課題として、伝建地区の活性化に繋がるよう協力しあいながら進めて行く必要がある。伝建地区の町並みの保存・活性化のためには、これらの事業を継続的に実施していくことが重要であると考え、今後も補助事業及び広報活動を実施する。
------	---

令和3年度 点検評価シート

1. 施策の基礎情報

施策分野	歴史遺産・伝統文化の保存	所管課	文化財課
施策名	文化財の保存・継承・活用		
目標	市内の文化財について、所有者・管理者、国・県等と連携しながら適切な保存・継承・活用に努め、郷土の歴史・文化に対する市民の愛着・誇りを育む。		
施策の現況	各種の有形・無形文化財の調査・保存・伝承に関する事業を、国・県の指導、補助金交付等を受けながら、継続的に実施している。		

2. 令和3年度の取組状況

事業名	事業内容	事業実績・主な取組	評価
五條市史編纂事業	平成17年9月の合併により誕生した新生五條市の自然・歴史・文化について、現代の視点と学問水準で調査・研究するとともに、その成果物として「五條市史」を順次、作成・刊行する。	五條市史編集委員会に設置された9つの分野・時代の専門部会の部会員及び調査員による、有形・無形の資料の収集・調査を十分な新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を講じた上で継続して行った。 編集委員会及び編纂委員会から示された各専門部会の調査及び成果品刊行のスケジュールの修正案に基づき、事業計画を見直し中である。	B
古文書等調査事業	市内に残る古文書・古記録類の調査及び受け入れ、五條文化博物館収蔵の古文書等の整理及び公開を行う。	古文書・古記録類の受贈・受託、解説・整理、市ホームページでの目録公開等を継続して行った。	B
博物館展示魅力化事業	市立五條文化博物館を指定管理者により管理するとともに、来館客増につながる魅力的な展示、講座、見学会等を行う。	令和3年度から指定管理者により管理運営を行った。コロナ禍の影響で中止したり参加人数を縮小募集した事業もあったが、魅力ある自主事業を積極的に企画・開催し、事業の集約と增收を図った。令和3年度の入館者数は、3,035人(前年度比377人・約14%増)であった。また、古文書に慣れ親しんでいたく目的で古文書講座を計5回開催し、毎回10人以上の参加があった。	B

3. 施策の課題と今後の主な取組

施策の課題	文化財の種類が多岐にわたり、現状も多様であるため、関係者と協議しながら優先順位を付けて、事業に取り組む必要がある。また、事業の成果を市立五條文化博物館等で積極的に公開し、市民に周知していくサイクルを確立することが求められている。 都市部から来訪した専門家と市民が接することの多い五條市史編纂事業や、不特定の入館者を随時受け入れて成り立つ博物館展示魅力化事業は、今後も十分な新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を講じた上で、取り組む必要がある。 市立五條文化博物館は開館から27年が経過し、平成29年度に大規模改修を行ったものの、施設、設備等の大小の不具合が生じており、計画的な修繕が必要である。
今後の主な取組	古文書等の受け入れ・整理・公開、民俗文化財の調査・記録化、埋蔵文化財の調査・整理・公開等の業務を、市史編纂事業の体系・計画に組み込みながら実施する。 市立五條文化博物館については、令和3年度から指定管理者による3年間の管理運営が開始され、さまざまな事業が企画・実施されているが、博物館に常駐する文化財課としても、指定管理者と連携しながら、収蔵資料・常設展の管理、企画展の開催等を行う。

4. 総合評価

総合評価	文化財の保存・継承・活用には、所有者・管理者・保存団体を含めた市民の理解と協力が不可欠であり、令和3年度も、各種の文化財に係る事業について、関係者の理解・協力を得て一定の成果を残すことができた。今後も、各方面との信頼関係を構築・維持しながら、事業の計画・実行、成果の公開に取り組みたい。
------	---

参 考 资 料

(五條市教育振興基本計画抜粋)

(平成 31 年 3 月策定)

